

○後志広域連合議会公印規程

〔平成19年8月1日〕
議会訓令第1号

改正 平成28年2月25日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、後志広域連合議会の公印について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及び名称等)

第2条 公印の種類、名称、大きさは、別記第1号様式に規定するひな形のとおりとする。

(公印の保管)

第3条 公印の保管は、事務局長（以下「保管者」という。）が行う。

2 公印は、常に確実に保管しなければならない。

3 公印は、保管者の承認を受けた場合のほか、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。

4 公印の保管は、別記第2号様式の公印台帳を備え、公印の調整、改刻、廃止その他必要な事項を記載しなければならない。

(公印を調整及び改刻等)

第4条 公印の保管者は、公印を調整し、改刻し、又は廃止しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

2 公印の保管者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があつたときは、ただちにその旨を議長に届け出なければならない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用とする者は、決裁済みの起案書又はこれに代わるべき書類に、押印すべき文書を添えて保管者に提示し、審査を受けた後押印するものとする。

附 則

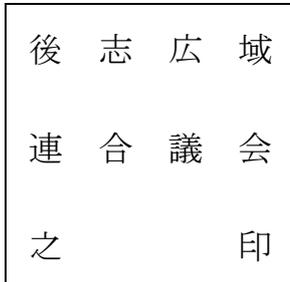
この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年議会訓令第1号)

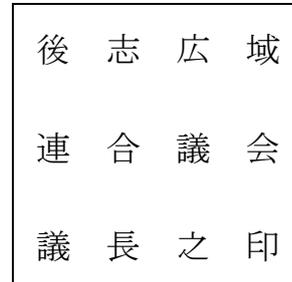
この訓令は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式 (ひな形)

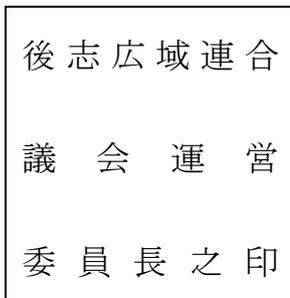
議 会 印
方形 18 mm



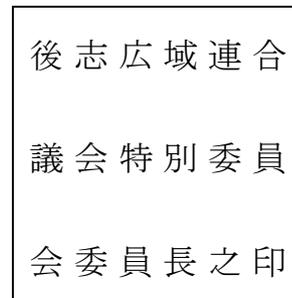
議 長 印
方形 18 mm



運営委員長印
方形 18 mm



特別委員長印
方形 18 mm



別記第2号様式 (公印台帳様式)

議長 認 印		事務 局 長		名 称		大 き さ	
印 形				使 用 開 始			
				年 月 日			
				調 製			
				年 月 日			
				調 製 先			
廃 止							
年 月 日	事 由						
備 考							